

産業廃棄物処分業許可証

住 所 福岡県飯塚市横田485番地の3

氏 名 株式会社イワキン工業
代表取締役 岩本 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川 洋



許可の年月日 平成 28 年 6 月 30 日

許可の有効年月日 平成 33 年 6 月 29 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（破碎）：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、繊維くず、がれき類 以上3品目

中間処理（破碎（移動式を含む。））：木くず 以上1品目

中間処理（焼却）：紙くず、木くず、繊維くず 以上3品目

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

破碎施設：取扱品目 廃プラスチック類、繊維くず

設置場所 福岡県飯塚市安恒字油田543番1

設置年月日 平成22年2月21日

処理能力 廃プラスチック類 3.26t/日（8時間）

繊維くず 4.08t/日（8時間）

破碎施設：取扱品目 がれき類

設置場所 福岡県飯塚市安恒字油田545番1

設置年月日 平成21年11月24日

処理能力 4.78t/日（8時間）

破碎施設（移動式兼用）：設置場所 福岡県飯塚市榑字大門567番4

設置年月日 平成25年6月10日

処理能力（40mmスクリーン使用） 4.36t/日（8時間）

（以下裏面記載）

焼却施設：設置場所 福岡県飯塚市椿字大門567番3外1筆
設置年月日 平成18年8月15日
処理能力 175kg/時 1.4t/日(8時間)
選別施設：設置場所 福岡県飯塚市安恒字油田543番1
設置年月日 平成22年1月18日
処理能力 29.7t/日(8時間)

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 移動式処理については、排出事業場敷地内において行うこと。
- (2) 破碎施設(移動式兼用)については、40mm以下のスクリーンを使用すること。
- (3) 中間処理(選別)に係る処理前産業廃棄物の保管数量は53.8m³以内とすること。
- (4) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(廃プラスチック類)の保管数量は57.8m³以内とすること。
- (5) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(繊維くず)の保管数量は26.3m³以内とすること。
- (6) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ゴムくず)の保管数量は2m³以内とすること。
- (7) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ガラスくず等)の保管数量は54.2m³以内とすること。
- (8) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(がれき類)の保管数量は26.3m³以内とすること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 6月30日 更新許可
平成28年 9月 1日 変更届出により代表者の変更

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無